

ビジネス会員規約

第1条（規約の適用）

1. 株式会社 IDC フロンティア(以下「当社」といいます。)が指定する各種サービス(以下「当社サービス」といいます。)を利用する際、このビジネス会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づくビジネス会員(以下「会員」といいます。)の登録が必要です。本規約は、当社会員に関する一切の契約(以下「会員契約」といいます。)に対して適用されます。
2. 当社のホームページにおいて公開する、または個別に通知する会員に関する通知事項については、本規約とともに会員に適用されます。本規約と通知事項に矛盾または抵触する定めがある場合、通知事項が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 会員は、当社サービスの利用にあたり、本規約とは別に定める当該サービスに関する約款(以下「サービス約款」といいます。)に同意するものとします。サービス約款は本規約とともに会員に適用されます。本規約とサービス約款に矛盾または抵触する定めがある場合、サービス約款が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、お客様が会員登録の申込みを行った時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、予告なく本規約を変更することがあります。
2. 最新の本規約については当社ホームページに掲載するものとし、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、本規約の変更がお客様に不利益となる場合、15日間の予告期間において本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日を、効力発生日をお客様に通知します。
4. 本規約の変更の効力発生日以降は、変更後の本規約についてお客様の合意があったものとみなし、会員契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。

第3条（定義）

本規約で使用される用語について、以下のとおり定義します。

- (1) 「ビジネス ID」
会員登録時に当社が発行するお客様専用の ID をいいます。
- (2) 「認証情報」
ビジネス ID、パスワード等、当社サービスを利用するにあたり必要となるお客様とその他の者を識別するために用いる符号をいいます。
- (3) 「預り金」
サービス利用契約(第6条第2項に定義)に基づき返金される金銭またはその他当社が別に定める金銭について、当社が一時的に預かる会員の金銭をいいます。
- (4) 「当社提供物」
当社が会員に提供する当社サービスに関する文書(当社サービス用設備に付随する操作説明書

等の書類を含みます。)、資料、当社サービス用設備その他の有体物および無体物をいいます。

(5) 「ビジネスパートナー」

当社へ事前に届け出ることにより、当社サービスに関して、当社が用意した「取次」、「再販」等の販売方式を利用できる者をいいます。

第4条（通知）

1. 当社から会員への通知は、特段の定めのない限り、電子メール、書面、当社のホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載により行う場合、当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 会員は、当社からの電子メールについて、会員が届け出たメールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼があった場合は、これに対して遅滞なく応答するものとします。
4. 第1項の通知を書面で行う場合は、お客様の届け出た住所に対して行うものとし、書面が到達した時点または延着もしくは不到達となった場合でも通常到達すべき時をもって当該通知が到達したものとみなします。
5. 当社は、会員に対し、当社またはビジネスパートナーのサービス、商品に関する情報を通知することがあります。

第5条（会員登録）

1. 会員登録は、お客様が当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより完了します。また、会員登録の完了をもって会員契約が成立するものとします。
2. 当社は会員登録をするお客様をすべて一般消費者に該当しない事業者とみなします。
3. 当社は、前各項その他本規約の定めにかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員登録を承諾しないことがあります。
 - (1) お客様が提出した情報等に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあった場合
 - (2) お客様が第16条(当社による解約)第2項各号および第3項各号のいずれかに該当する場合またはそのおそれがある場合
 - (3) お客様が過去に当社から会員登録を取り消されていた場合、または当社サービスについて、お客様が過去に当社からその利用契約を解約もしくは解除され、またはサービスの利用を停止されていた場合
 - (4) お客様が当社の競合他社等に該当し、または当社の事業上の秘密を調査する目的で契約を行うものであると当社が判断した場合
 - (5) 登録情報の住所が日本国内でない場合
 - (6) お客様が会員契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断する場合
 - (7) 上記各号のほか、お客様が会員登録をすることを当社が不相当と判断する場合

第6条（当社サービスの利用）

1. お客様が当社サービスを利用する場合、あらかじめ会員登録をする必要があります。ただし、当社が

別に定める場合はこの限りではありません。

2. 会員契約が解約されると、当社サービス利用に関する契約(以下「サービス利用契約」といいます。)も同時に自動的に終了します。

第7条 (契約期間)

会員契約には期間の定めを設けないものとします。

第8条 (委託)

1. 当社は、会員に対する当社サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。
2. 前項の場合、当社は当該委託先を適切に管理するとともに、当該委託先に対し、本規約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第9条 (会員情報)

1. お客様は、会員登録をするにあたり、法人名/団体名、所在地、メールアドレスその他の会員情報(以下「会員情報」といいます。)を、当社所定の方法により当社に対して届け出るものとします。
2. 会員情報の届出後、変更が生じたときは、会員は遅滞なく当該変更内容について当社に届け出るものとします。
3. 第1項および前項の届出を怠ったことで生じた会員の損害について、当社は責任を負いません。
4. お客様がビジネスパートナーからの紹介に基づき当社サービスの契約を行う場合は、会員情報および当該サービス利用契約の内容その他利用契約に関連する情報を当社が当該ビジネスパートナーへ開示することに同意するものとします。
5. 会員は、当社が会員に別途通知することなく、販売促進またはサービス向上の目的で会員情報およびサービス利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社(親会社、子会社および関連会社その他の関係会社をいい、これら関係会社の関係会社を含みます)の商品またはサービスについての案内等のメールを当社が会員に送信することを含みます)に同意します。

第10条 (設定担当者)

1. 会員は、当社所定の方法により、会員が指定する第三者に対し、当社サービスの設定担当者(以下「設定担当者」といいます。)として定められた範囲で会員と同様に会員のために当社サービスを利用し、管理させることができるものとします。
2. 設定担当者による当社サービスの利用および設定担当者の行為は、当社との関係においては会員自身の利用または行為とみなすものとし、会員は設定担当者による当社サービスの利用に係わる行為につき一切の責任を負うものとします。お客様は設定担当者をして本約款に同意させ、これを遵守させるものとします。
3. 会員と設定担当者との間で生じた紛争等に関して、当社は責任を負わないものとします。
4. 会員は、いつでも設定担当者の登録を将来に向かって解除することができるものとします。
5. 当社は、設定担当者からの求めに応じ、いつでも設定担当者の登録を将来に向かって解除すること

ができるものとします。

6. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、設定担当者による当社サービスの利用を停止し、または設定担当者としての登録を解除することができるものとします。この場合、当社は事前に会員にその旨を通知するものとしますが、やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - (1) 設定担当者が別途当社の定める設定担当者の義務に違反した場合
 - (2) 設定担当者によるサービス利用が当社もしくは第三者に損害を与えると当社が判断した場合
 - (3) その他当社が定める事由に該当した場合もしくは当社が必要と判断した場合
7. 前項によりお客様に損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。

第 11 条（預り金）

1. 当社は、次の各号に定める会員の金銭について預り金として管理するものとします。
 - (1) サービス利用契約に基づき返金される金銭
 - (2) その他当社が別に定める金銭
2. 預り金に利息は発生しないものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に預り金を返金するものとします。
 - (1) 会員から預り金の返金請求があった場合
 - (2) 会員契約を終了する場合
 - (3) その他当社が必要と判断した場合
4. 預り金の返金は、当社所定の方法に従い会員が届け出た金融機関の口座に入金することにより行うものとします。
5. 会員が預り金の返金を請求する場合、返金の単位は預り金の全部とし、一部のみの返金は認められないものとします。
6. 当社サービスの利用料金債権その他の当社が会員に対して有する債権について、当社は会員の預り金から優先してその回収にあてるものとします。
7. 会員は、当社が別に定める方法に従い、預り金の額を照会することができます。
8. 会員は、当社に対して有する預り金の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供することができません。

第 12 条（禁止事項）

1. 会員は当社サービスを利用して次の各号の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想

起させる広告を表示または送信する行為

- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告もしくは販売を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
 - (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - (10) 他者になりすまして当社サービスを利用する行為
 - (11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (12) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - (13) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (15) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
 - (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
 - (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (20) 国内外の諸法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (21) 当社が別途定めた利用の制限事項に違反する行為
 - (22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害する等、お客様との信頼関係が失われ、当社とお客様との契約関係の維持が困難であると当社が判断した行為
2. 当社は、当社サービスの利用に関して、会員の行為が前項各号のいずれかに該当するものであることまたは会員の提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に会員に通知することなく、当社サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または前項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、会員の行為または会員が提供する情報を監視する義務を負うものではありません。
 3. 前項に定める停止または削除により、会員が損害を被った場合であっても、当社は責任を負いません。
 4. 第1項各号の事由が解消、治癒された場合でも、当社は一旦削除した情報を原状に復帰する義務を負いません。

第13条 (認証情報の取扱い)

1. 会員は、認証情報を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。
2. 認証情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により会員およびその他の者が損害を被った場合、当社は責任を負わないものとします。
3. 第三者が会員の認証情報を用いて当社サービスを利用した場合、当該行為は、会員自身による利用とみなされるものとし、会員はかかる利用に対する利用料金の支払い、その他の一切の債務を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、会員は当該損害を補填するものとします。
4. 会員の当社サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話による認証情報の確認または再発行の請求には応じないものとします。紛失等により認証情報の確認または再発行が必要な場合、会員は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第 14 条 (知的財産権の取扱い)

1. 会員に提供される当社提供物の知的財産権は、すべて当社または当社に対するライセンサーに帰属します。
2. 会員は当社サービスの利用範囲内に限り当社提供物を使用することができるものとし、当社またはライセンサーその他の権利者の承諾なしに他の目的に使用することはできません。

第 15 条 (会員による解約)

1. 会員は、いつでも将来に向かって会員契約を解約することができるものとします。
2. 前項の解約を行う場合、会員は当社が別に定める退会手続きに従い、当社に対して解約の通知を行うものとします。

第 16 条 (当社による解約)

1. 当社は、解約日の 30 日前までに会員に通知することにより、いつでも会員契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知もしくは催告を要することなく、会員契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 会員が本規約に違反し、改善の見込みがないと合理的に判断される場合、または当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、会員が当該期間内にこれを是正または履行しない場合
 - (2) 会員の行為が第 12 条(禁止事項)第 1 項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (3) 会員が第 5 条(会員登録)第 3 項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (4) 支払停止または支払不能となった場合
 - (5) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があった場合または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 破産、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合
 - (8) 信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

- (10) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (11) 会員に対する通知が不達となり、もしくは当社に返送された場合、または当社から会員に対して連絡ができなくなった場合
 - (12) 会員による当社サービスの利用実績が 3 年間ない場合
 - (13) その他、会員契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員への事前の通知もしくは催告を要することなく、会員契約を解約することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じると当社が判断するものをいいます。以下同じ。)である場合または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
 - ア 違法なまたは相当性を欠く不当な要求
 - イ 有形力の行使に限定しない示威行為等を含む暴力行為
 - ウ 情報誌の購読等、執拗に取引を強要する行為
 - エ 被害者団体等、属性の偽装による当社への要求行為
 - オ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、または関係者である旨を伝える等した場合
4. 会員は、前二項による会員契約の解約の時点で未払いの利用料金等、当社に対する債務がある場合、当該債務について直ちに期限の利益を失うこととします。
5. 会員が複数の当社サービスを利用している場合、その利用契約のいずれかが利用料金の未払いにより解約されたときは、他のすべての利用契約はそれぞれ契約期間満了の時点をもって終了するものとし、すべての利用契約の終了と同時に会員契約も終了するものとします。

第 17 条 (秘密情報の取扱い)

1. 当社は、当社サービス遂行のため会員より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報のうち、会員が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、または、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社は、会員の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)に定める開示請求があった場合、前項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、当社サービスを提供するために必要な委託先、ライセンサー、データセンターその他の事業者(以下、総称して「委託先等」といいます。)に対して、委託のために必要な範囲で、会員からあらかじめ書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は委託先等に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、会員は、会員情報またはサービス利用契約もしくは会員契約にかかる

情報その他の契約に基づき当社が会員から受領した情報(ただし、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を除きます)について、会員に別途通知することなく当社が当社のグループ会社に提供し、当該グループ会社が販売促進またはサービス向上の目的で会員情報およびサービス利用契約にかかる情報を利用すること(当該目的のために当社または当社のグループ会社の商品またはサービスについての案内等のメールを当社または当社のグループ会社が会員に送信することを含みます)に同意します。ただし、この場合、当社は当社のグループ会社に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第 18 条 (個人情報の取扱い)

1. 当社が知り得た会員の個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。
2. 当社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)」に定める開示請求その他法令に基づく請求がある場合、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。
3. 当社は、会員から取得した個人情報を当社サービスの提供のために必要な範囲で委託先等に提供することがあります。

第 19 条 (債権譲渡)

1. 当社は、会員に対して有する利用料金その他の債権を法令に基づく営業許可を得た債権回収事業者に譲渡します。ただし、当社が、当該債権につき譲渡しない旨を会員に対して別途通知した場合は、この限りではありません。
2. 前項により債権譲渡を行う場合の詳細については、本規約別記「債権譲渡に関する特約 1 利用規約」および「債権譲渡に関する特約 2 個人情報の取扱いに関する同意条項」に定めるとおりとします。
3. 当社は、第 9 条第 1 項および第 2 項に基づき取得した会員情報を債権譲渡に必要な範囲で債権回収事業者に開示するものとし、会員はこれに同意するものとします。

第 20 条 (免責)

1. 当社は、会員と第三者との間で生じた紛争等に関して、責任を負わないものとします。
2. 当社は、本規約、サービス約款等に明示的に定める場合を除き、当社サービスについてその信頼性、正確性、完全性、有効性、特定目的への適合性、有用性(有益性)、継続性、権原および第三者の権利の非侵害性について一切保証しないものとします。
3. 当社は、会員情報または会員の当社サービス利用過程で生じた情報およびデータの一切について、その保管、保存、バックアップ等を含む責任を負わないものとします。
4. 当社は、システム保全上の理由等により、前項のデータを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、データの保全を目的とするものではなく、当社が会員から当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性、正確性、有用性または可用性のいずれも保証するものではありません。
5. 当社は、サービス利用契約または会員契約が終了した場合は、前二項のデータについて、それぞ

れの契約終了後、終了事由のいかんにかかわらず会員に通知することなく消去できるものとし、これにより会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

6. 当社は会員に対し、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の種別を問わず、当社の故意または過失による場合にのみ損害賠償責任を負うものとします。
7. 会員契約および各種サービス利用契約において当社が会員に負う損害賠償責任の範囲は、直接の原因により会員に現に発生した通常の損害に限るものとし、予見またはその可能性の有無にかかわらず特別事情による損害については責任を負わないものとします。
8. 会員契約および各種サービス利用契約において生じる損害賠償額は、当社サービスの利用料金として現に支払った額の1か月分を上限とし、当該損害の原因となる事由が生じた月を含めた過去12か月間の月次料金の平均によりこれを算出するものとします。
9. 当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合、前項の規定は適用しません。

第21条（損害賠償）

会員は、本規約に定める義務の履行もしくは不履行または当社サービスの利用に起因して当社または第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第22条（契約上の地位の処分禁止等）

1. 会員は、会員契約に基づく会員の地位および会員契約によって生じる権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することはできません。
2. 相続または法人の合併等により会員の地位が承継された場合、当該地位を承継した会員は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。ただし、会員が死亡した場合、当社は会員契約を解約する場合があります。
3. 前項の場合、当社は、第16条(当社による解約)第2項第3号に準じ会員契約を解約することがあります。
4. 当社は、会員に通知することにより会員契約上の地位を譲渡することがあります。

第23条（裁判管轄）

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（準拠法）

会員契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第25条（協議等）

本規約に定めのない事項および定められた項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議のうえ解決することとします。なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとします。

別記「債権譲渡に関する特約 1 利用規約」

第 1 条(制度の概要)

この制度は、株式会社 IDC フロンティア(以下「甲」という)が甲の顧客(以下「顧客」という)に対して有する債権を、次条による甲が顧客の承諾を得て、ファイナンス会社(<https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>)に記載の会社をいい、以下「会社」という)に債権譲渡し、会社から代金相当額の支払を受け、顧客は口座振替、又は銀行振込もしくはコンビニエンスストアからの払い込みにより会社へ代金を支払う制度(以下「本制度」という)です。

第 2 条(債権譲渡の承諾)

- (1) 顧客は、顧客と甲との間の売買契約ならびにサービス利用契約等に基づく債権が、甲から会社へ包括的に譲渡されること、及び債権譲渡により本条以下の規約が追加されることを異議なく承諾するものとします。これにより、債権譲渡の開始以降、毎月発生する売買代金ならびにサービス利用代金等の債権(以下「各債権」という)は甲から会社へ債権譲渡されるものとします。
- (2) 各債権の明細については、毎月末日に締切り、翌月 15 日頃までに顧客の届出住所宛に送付し通知します。
- (3) 顧客が、前項の通知を受けた後 10 日以内に、会社に対して異議申立を行わなかったときは、これを承諾したものとみなします。

第 3 条(債務の決済)

- (1) 口座振替の場合
顧客は各債権を、顧客の指定する金融機関の口座から、毎月 26 日(休日の場合は翌営業日)に一括して会社に支払うものとします。
- (2) 銀行振込又はコンビニエンスストアからの払い込みの場合
顧客は各債権を、会社が別途通知する会社指定の銀行口座への振込み、又はコンビニエンスストアからの払い込みにより、毎月月末(銀行休業日の場合は翌営業日)までに一括して支払うものとします。

第 4 条(遅延損害金)

顧客が各債権の支払いを怠ったときは、年 6.0%(1 年を 365 日とする日割計算)の遅延損害金を支払うものとします。

第 5 条(通知義務)

- (1) 顧客は、会社に届け出た住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって甲及び会社に通知します。
- (2) 顧客は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし(1)の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 6 条(甲への通知)

顧客は、顧客が次のいずれかに該当した場合、その該当した事実を会社が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

- ①申込みに際し虚偽の申告をした場合。
- ②本規約のいずれかに違反した場合。
- ③本制度の利用代金等、会社に対する債務の履行を怠った場合。
- ④顧客の本制度の利用状況が適当でないと会社が判断した場合。
- ⑤自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。
- ⑥差押え、仮差押え、仮処分(信用に関しないものは除く)の申立て又は滞納処分を受けた場合。
- ⑦破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算、会社更生手続開始その他倒産手続の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをした場合。

第 7 条(合意管轄裁判所)

顧客は、各債権について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、顧客の住所地、購入地又は契約地、及び会社の本店、各支店、各営業所、各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所にすることに同意します。

第 8 条(報告及び調査)

- (1) 顧客は、財産、経営、状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。
- (2) 顧客は、財産、経営、状況について重大な変化が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第 9 条(債権の再譲渡)

顧客は、会社が甲から譲渡を受けた顧客の各債権を、都合により、再度甲へ譲渡することがあることを認め、会社から甲への譲渡を承諾します。

第 10 条(規約の変更)

本規約の変更について会社に変更内容を通知した後に本制度を利用したときは、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。

別記「債権譲渡に関する特約 2 個人情報に関する同意条項」

第 1 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- (1) 申込者は、申込者に商品を販売またはサービスを提供する株式会社 IDC フロンティア(以下「譲渡会社」という)とファイナンス会社 (<https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>)に記載の窓口の会社のことをいい、以下「会社」という)との債権譲渡契約(以下「原契約」という)によ

り発生する申込者の会社に対する支払状況の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「本件個人情報」という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項(以下「本規約」という)により取得・保有・利用することに同意します。

- ①本契約(売買契約またはサービス利用契約等)に関する申込及び会社に対する債権譲渡承諾を言う。以下同じ)の申込書に記載された申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況(これらすべての変更情報を含む)
 - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名またはサービス名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④本契約に関する申込者の過去の債務の返済状況
 - ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - ⑥会社が申込者に電話等により確認した情報又は申込者が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報
 - ⑧本契約に関する支払状況の管理業務及び本人確認のため、会社が必要と認めた場合に、会社が取得した申込者の住民票、自動車検査証等公的機関が発行する書類に記載されている情報
 - ⑨防犯上録画された映像等の情報
 - ⑩電話の録音等の音声情報
- (2) 申込者は、会社が支払状況の管理業務のために、電話、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3) 申込者は、申込者に次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため
 - ②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者との同一性を確認するため
- (4) 申込者は、会社が本契約に関する支払状況の管理業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡も含む)をする場合、本件個人情報を次の URL に記載の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
- <https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>
- (5) 申込者は、本契約に基づく精算及び当該契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、譲渡会社に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、譲渡会社がそれらを利用することに同意します。
- (6) 申込者は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提

携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条(会社から譲渡会社への提供)

申込者は、本契約に関し会社に対する月々の支払いが滞った場合には、譲渡会社が申込者に対する役務の提供を停止するか否かの判断をするために、会社から譲渡会社に対して、申込者が支払いを延滞した事実を通知することに同意します。

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者は、会社及び譲渡会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。

①会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。

②譲渡会社に対して開示を求める場合には、譲渡会社にご連絡ください。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

第4条(本規約に不同意の場合)

会社は、申込者が、本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第5条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての申込者のお問い合わせや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

第6条(原契約が不成立の場合)

原契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条(本規約の変更)

本規約は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

※個人情報管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

次の URL をご参照ください。

<https://www.idcf.jp/rentalserver/support/procedure/payment.html>

附 則

第 1 条（発効期日）

本規約は、2015 年 2 月 5 日に制定し、同日より効力を有するものとします。

第 2 条（改定）

1. 2017 年 5 月 29 日 改定
2. 2019 年 4 月 1 日 改定
3. 2020 年 3 月 31 日 改定
4. 2020 年 7 月 1 日 改定
5. 2022 年 6 月 1 日 改定
6. 2022 年 9 月 15 日 改定
7. 2024 年 4 月 3 日 改定